

条 例

支援に関する基本理念、  
支援の基本となる事項  
等を定める

《条例骨子案》第17条 人材の育成

県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。



指 針

支援に関する基本方針、  
具体的施策、支援を推進  
するために必要な事項等  
を定める

支援関係者への研修

- ・ ブロック別市町村担当者会議の実施
- ・ 産婦人科医療関係者及び支援者研修への補助
- ・ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

支援従事者に対する援助

- ・ 支援従事者の相談体制の充実

民間の団体の研修に対する支援

- ・ 支援員養成講座、継続研修に警察職員を講師として派遣

※指針に定める施策の内容によっては必要に応じて要綱等の策定を要する…詳細内容（対象者、金額等）を規定